

## 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

### 1 「本人情報シート」とは

職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。

家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上的障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。

作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

### 2 「本人情報シート」の作成者について

ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）としてご本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

### 3 「本人情報シート」の作成について

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡してください。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」【<https://www.courts.go.jp/koukenp/>】からダウンロードすることができますので、ぜひご利用ください。

**※ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。**

宇都宮家庭裁判所家事書記官室後見係 TEL 028-621-4858

宇都宮家庭裁判所真岡支部 TEL 0285-82-2076 (代)

宇都宮家庭裁判所大田原支部 TEL 0287-22-2112 (代)

宇都宮家庭裁判所栃木支部家事係 TEL 0282-23-0568

宇都宮家庭裁判所足利支部家事係 TEL 0284-41-3168